

青森県報

第七百八号

令和六年
一月九日
(火曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………(同) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の再開の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の名称変更の届出……………(同) ……二
- 右 ……(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 右 ……(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の再開の届出……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の名称変更の届出……………(同) ……四
- 右 ……(同) ……四
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中

告 示

青森県告示第八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年一月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	廃 止 日
湊谷歯科診療所	西津軽郡鯉ヶ沢町大字舞戸町字上富田一三六の八	令和五・一・一
田村胃腸科内科医院	むつ市小川町二丁目四の一	五・一〇・二
アサヒ調剤薬局	東津軽郡今別町大字浜名字中字田一の一〇	五・一〇・三

青森県告示第九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地変更の届出……………(同) ……四

右 ……(同) ……五

公安委員会

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する告示……………(施設課) ……五

令和六年一月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

店	名 称	所 在 地	休 止 日 月 年
	ハッピー調剤薬局青森藤崎	南津軽郡藤崎町大字葛野字新岡元一〇	令和五・〇・二

青森県告示第十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から再開した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年一月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

店	名 称	所 在 地	再 開 日 月 年
	ハッピー調剤薬局青森藤崎	南津軽郡藤崎町大字葛野字新岡元一〇	令和五・二・六

青森県告示第十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年一月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区 分	
		名 称	居 宅 介 護 事 業 者
株式会社 ウイング	有限会社 ウイング	主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業の種 類
岩手県紫波 郡紫波町桜 三本木七 二二の七	岩手県紫波 郡紫波町桜 三本木七 二二の七	居宅療養 管理指導	居宅介護 事業所
局 ドレミ薬	局 ドレミ薬	名 称	居 宅 介 護 事 業 所
五所川原市 字柳町四の 九	五所川原市 字柳町四の 九	所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所
令和 五・〇・六	令和 五・〇・六	変 更 日 月 年	居 宅 介 護 事 業 所

青森県告示第十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年一月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区 分	
		名 称	介 護 予 防 事 業 者
株式会社 ウイング	有限会社 ウイング	主たる事務 所の所在地	介護予防 事業の種 類
岩手県紫波 郡紫波町桜 三本木七 二二の七	岩手県紫波 郡紫波町桜 三本木七 二二の七	介護予防 事業所	介護予防 事業の種 類
局 ドレミ薬	局 ドレミ薬	名 称	介 護 予 防 事 業 者
五所川原市 字柳町四の 九	五所川原市 字柳町四の 九	所 在 地	介 護 予 防 事 業 者
令和 五・〇・六	令和 五・〇・六	変 更 日 月 年	介 護 予 防 事 業 者

青森県告示第十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年一月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区 分	
		名 称	居 宅 介 護 事 業 者
ズサンライ ズ株式会社	ズサンライ ズ株式会社	主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業の種類
八戸市長根 二丁目一四 の二	八戸市沼館 五丁目三三 の五	生活介護 認知症対 応型共同 生活介護	居宅介護 事業の種類
		名 称	居 宅 介 護 事 業 所
		グホーム グループ くち	三戸郡南部 町大字福田 一字町頭八 の
		所 在 地	変 更 年 月 日
			令和 五・〇・一

青森県告示第十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年一月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区 分	
		名 称	介 護 予 防 事 業 者
ズサンライ ズ株式会社	ズサンライ ズ株式会社	主たる事務 所の所在地	介護予防 事業の種類
八戸市長根 二丁目一四 の二	八戸市沼館 五丁目三三 の五	生活介護 認知症対 応型共同 生活介護	介護予防 事業の種類
		名 称	介 護 予 防 事 業 所
		グホーム グループ くち	三戸郡南部 町大字福田 一字町頭八 の
		所 在 地	変 更 年 月 日
			令和 五・〇・一

青森県告示第十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年一月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
アサヒ調剤薬局	東津軽郡今別町大字浜名字中宇田一の二〇	令和 五・〇・三

青森県告示第十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年一月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
ハッピー調剤薬局青森藤崎店	南津軽郡藤崎町大字葛野字新岡元一〇九	令和 五・〇・二

青森県告示第十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から再開した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年一月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	再 開 年 月 日
ハッピー調剤薬局青森藤崎店	南津軽郡藤崎町大字葛野字新岡元一〇	令和五・二・六

青森県告示第十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年一月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区 分	
		名 称	居 宅 介 護 事 業 者
株式会社 ウイング	有限会社 ウイング	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類
岩手県紫波郡紫波町桜木三本二の七	岩手県紫波郡紫波町桜木三本二の七	居宅療養管理指導	居宅介護事業所
ドレミ薬局	ドレミ薬局	名 称	居 宅 介 護 事 業 所
五所川原市柳町四の九	五所川原市柳町四の九	所 在 地	変 更 年 月 日
令和五・二・六	令和五・二・六		

青森県告示第十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年一月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区 分	
		名 称	介 護 予 防 事 業 者
株式会社 ウイング	有限会社 ウイング	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類
岩手県紫波郡紫波町桜木三本二の七	岩手県紫波郡紫波町桜木三本二の七	介護予防居宅療養管理指導	介護予防事業所
ドレミ薬局	ドレミ薬局	名 称	介 護 予 防 事 業 所
五所川原市柳町四の九	五所川原市柳町四の九	所 在 地	変 更 年 月 日
令和五・二・六	令和五・二・六		

青森県告示第二十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年一月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区 分	
		名 称	居 宅 介 護 事 業 者
ズサンライ	ズサンライ	八戸市沼館の五	主たる事務所の所在地
八戸市長根の二丁目一四	八戸市長根の二丁目一四	八戸市長根の二丁目一四	主たる事務所の所在地
認知症対応型共同生活介護		居宅介護事業の種類	
グループホームふくち		名 称	居 宅 介 護 事 業 所
三戸郡南部町大字福田の八の字一		所 在 地	所 在 地
令和五・〇・一		変 更 年 月 日	

青森県告示第二十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年一月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区 分	
		名 称	介 護 予 防 事 業 者
ズサンライ	ズサンライ	八戸市沼館の五	主たる事務所の所在地
八戸市長根の二丁目一四	八戸市長根の二丁目一四	八戸市長根の二丁目一四	主たる事務所の所在地
認知症対応型共同生活介護		介護予防事業の種類	
グループホームふくち		名 称	介 護 予 防 事 業 所
三戸郡南部町大字福田の八の字一		所 在 地	所 在 地
令和五・〇・一		変 更 年 月 日	

公安委員会

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年一月九日

青森県警察本部長 磯 丈 男

- 一 特定役務の名称及び数量
- 二 科学捜査研究所実験室鑑定機器等移転業務委託 一式
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 四 青森市新町二丁目三の一
- 五 契約の方法
- 六 一般競争入札
- 七 落札者を決定した日
- 八 令和五年十一月二十七日
- 九 落札者の名称及び住所

東北化学薬品株式会社青森支店

青森市問屋町一丁目八の一二

六 落札金額

一億千三百三十万円

七 落札者を決定した手続

鑑定機器等移転に要求する仕様が満たされていると判断した申請書等を提出した
者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者
を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和五年十月十三日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七
号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭